

## 5 サービス施設

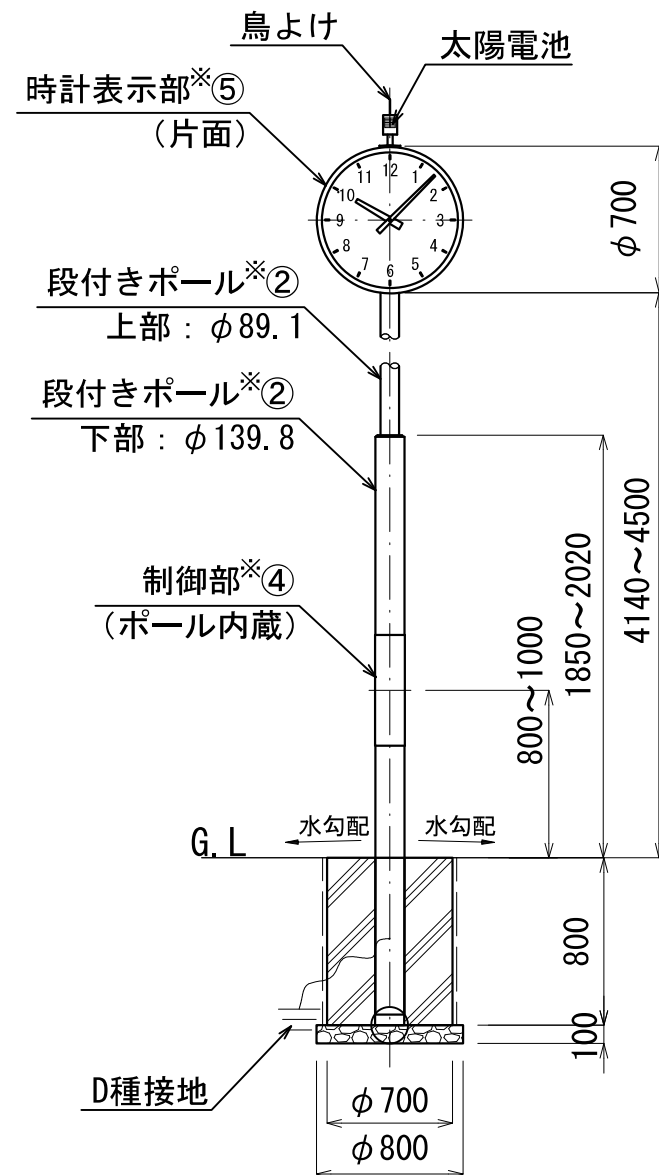
【時計】

【水飲み】

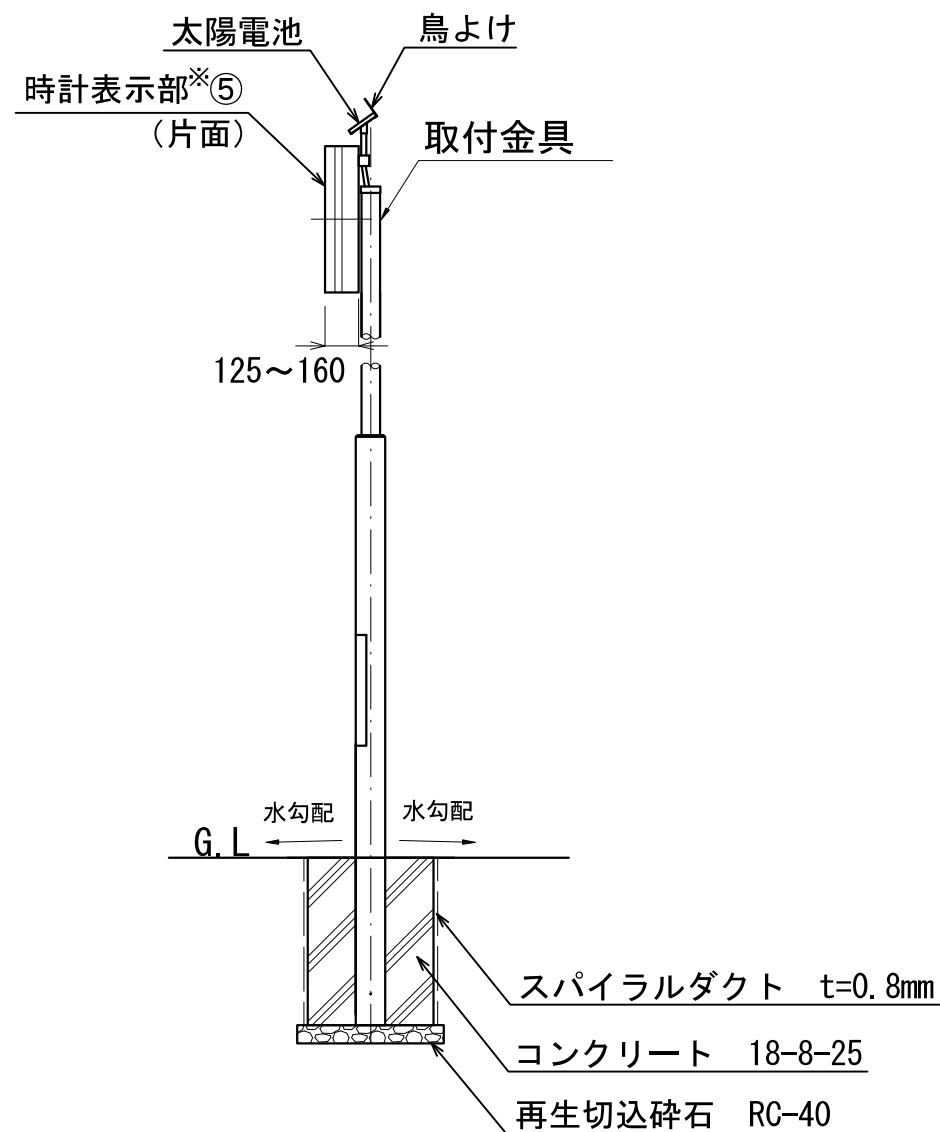
【ベンチ】

【制札板】

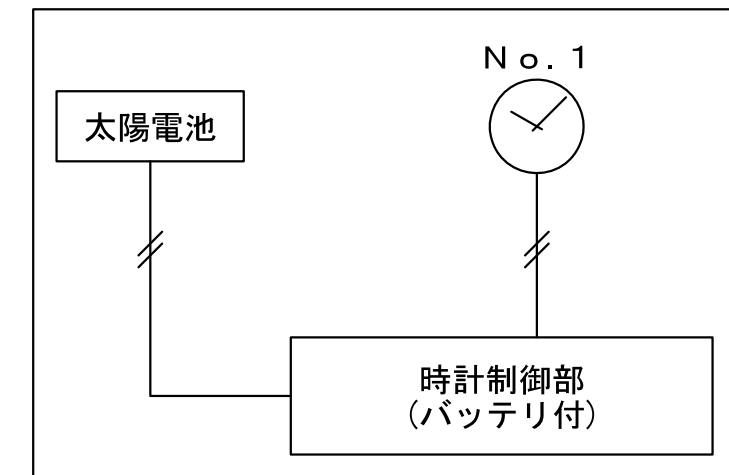
【パーゴラ】



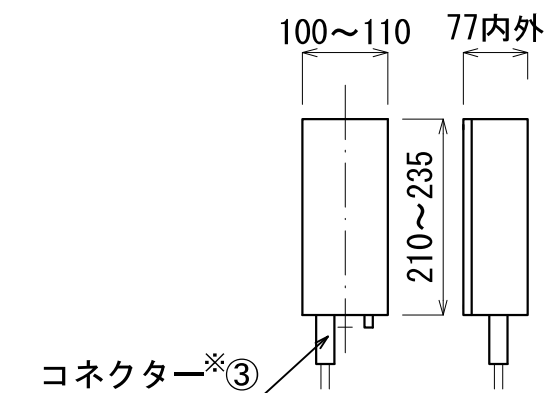
正面図



側面図



系統図



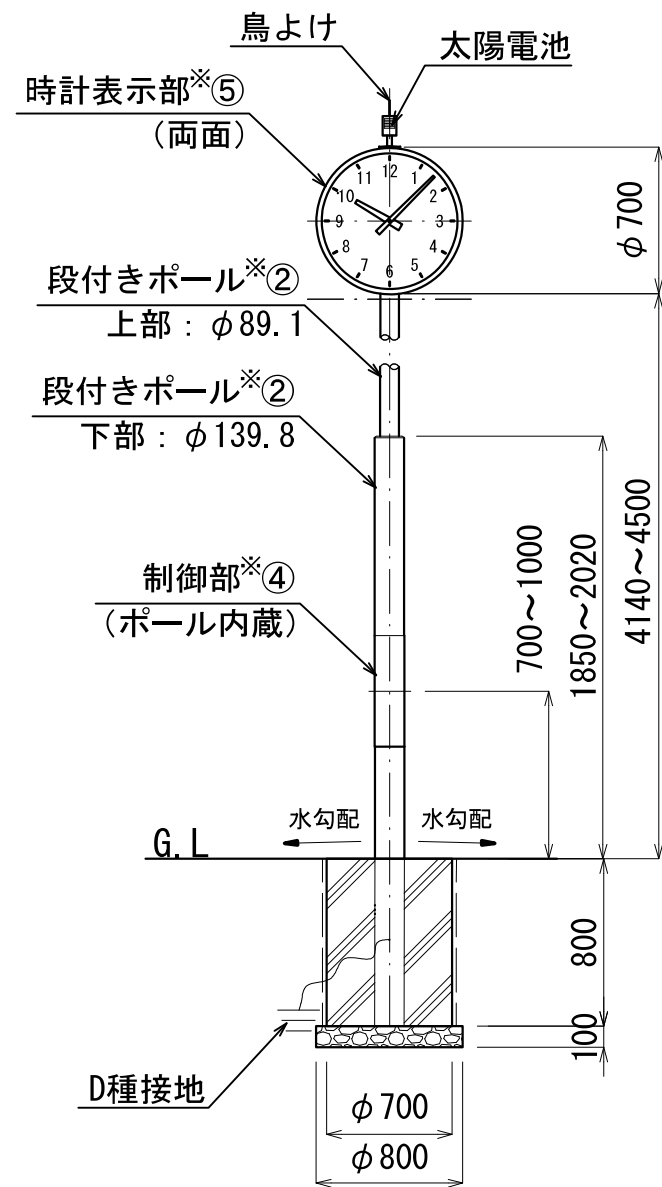
正面図 側面図

太陽電池制御部 1/10

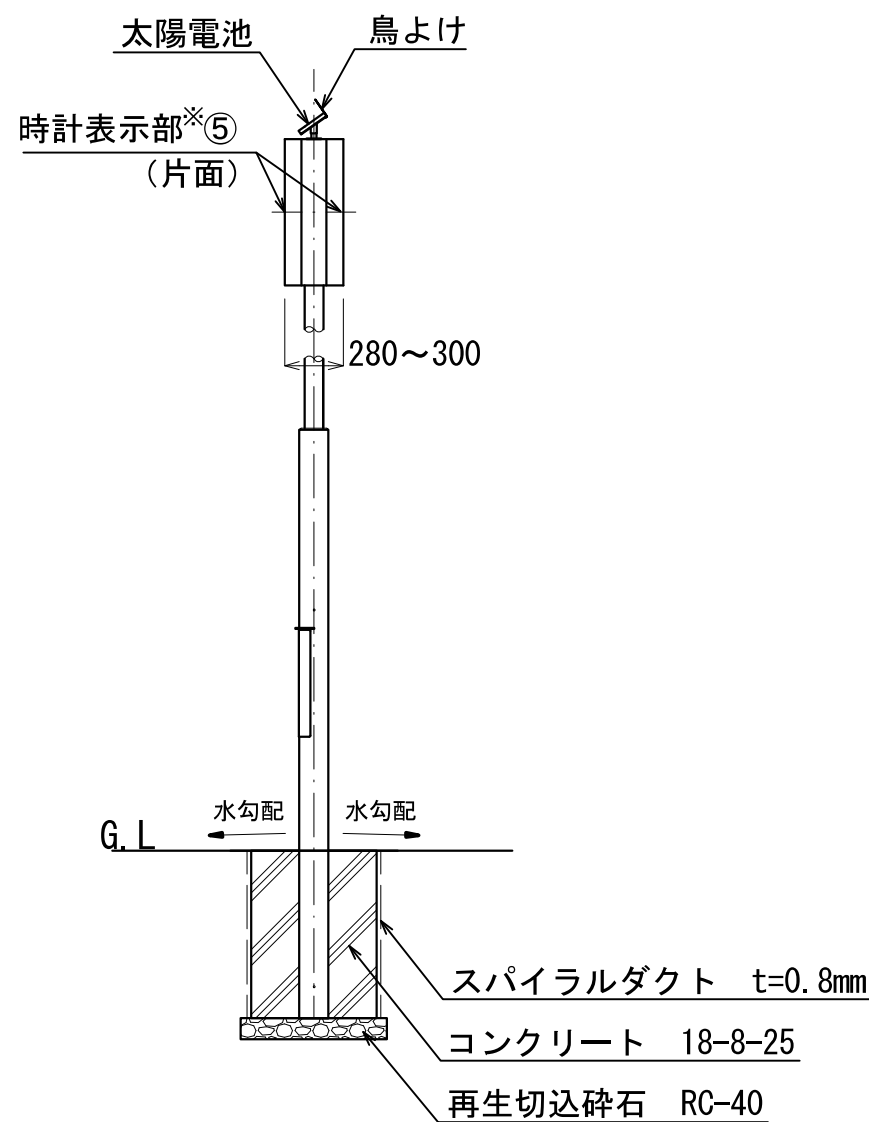
特記

- ① 時計塔は上記図面同等品以上とし、耐久性は機械寿命7年以上とする。
- ② ポールの材質は鋼管製とし、防錆処理後ブラウン色の塗装を施すこととする。
- ③ 制御部と各機器の接続は、コネクターを使用する。
- ④ 時計の駆動及び時間制御は、太陽電池制御(ラジオコントロール機能付きを標準とするが、現地条件等を踏まえ電波等による時刻修正機能とすることも可能)とし、仕様等については協議すること。
- ⑤ 時計表示部は設置後でも、向きを左右に回転させて、見やすい方向に変更できるものとする。
- ⑥ 確定寸法、細部形状、仕様等を承認図として提出すること。

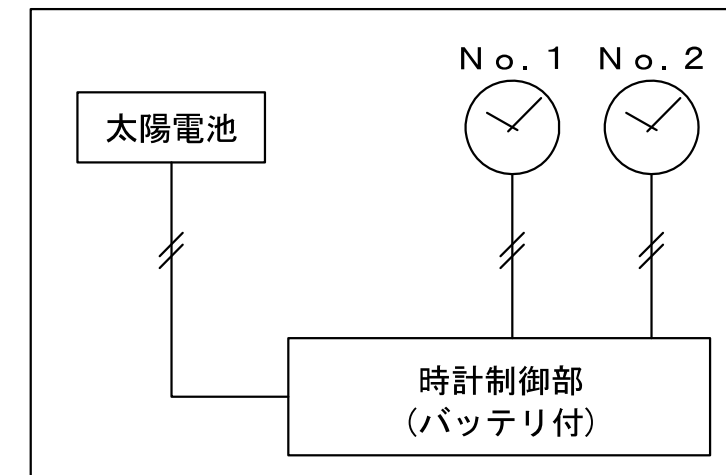
工事名			
工事場所			
図面名	時計 (片面)		
縮尺	S=1:40	図面番号	
さいたま市都市局都市計画部都市公園課			



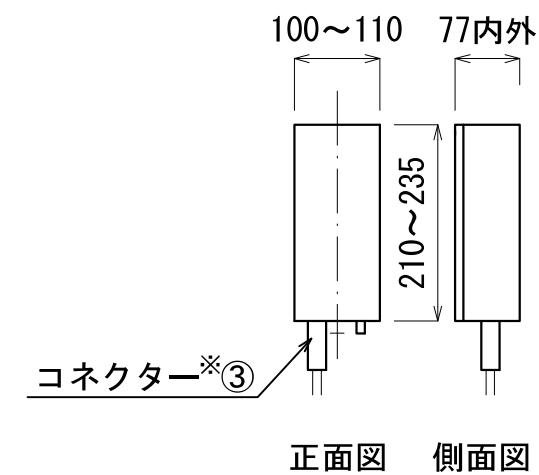
正面図



側面図



系統図



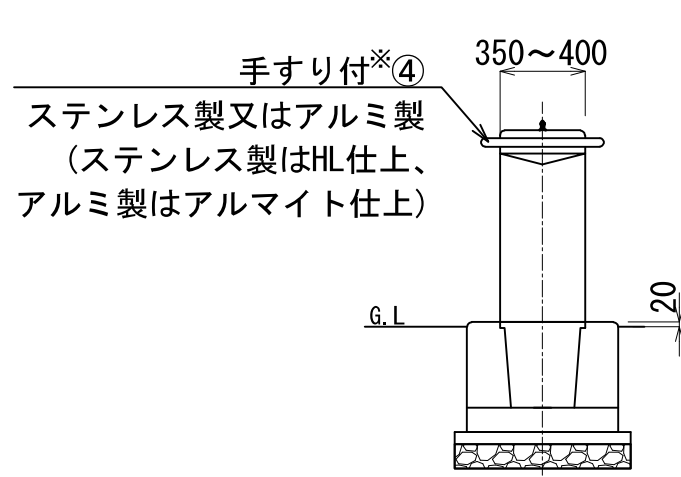
正面図 側面図

太陽電池制御部 1/10

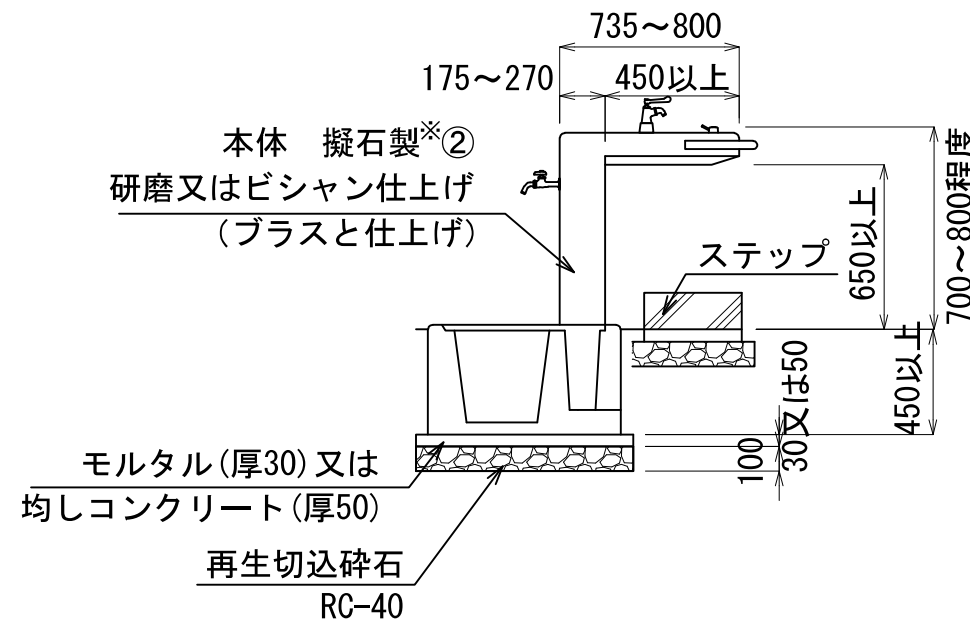
特記

- ① 時計塔は上記図面同等品以上とし、耐久性は機械寿命7年以上とする。
- ② ポールの材質は鋼管製とし、防錆処理後ブラウン色の塗装を施すこととする。
- ③ 制御部と各機器の接続は、コネクターを使用する。
- ④ 時計の駆動及び時間制御は、太陽電池制御(ラジオコントロール機能付きを標準とするが、現地条件等を踏まえ電波等による時刻修正機能とすることも可能)とし、仕様等については協議すること。
- ⑤ 時計表示部は設置後でも、向きを左右に回転させて、見やすい方向に変更できるものとする。
- ⑥ 確定寸法、細部形状、仕様等を承認図として提出すること。

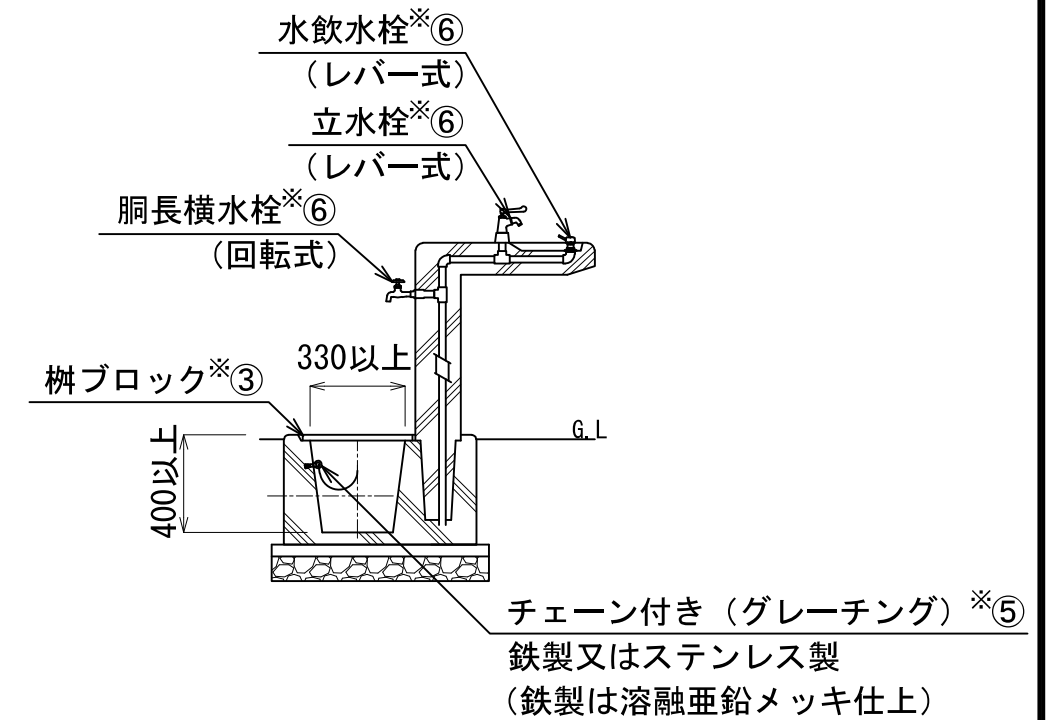
工事名			
工事場所			
図面名	時計 (両面)		
縮尺	S=1:40	図面番号	
さいたま市都市局都市計画部都市公園課			



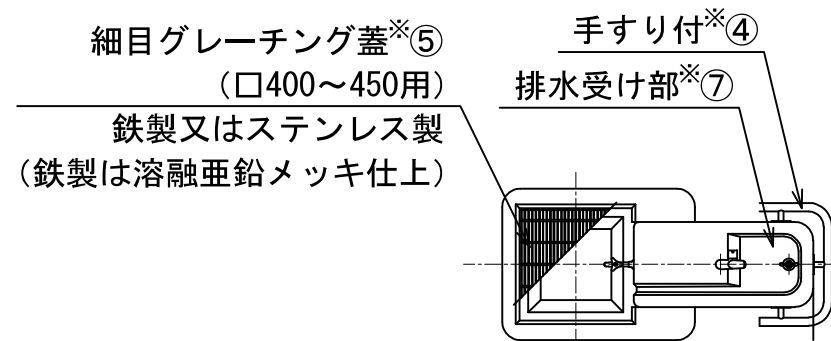
正面図 1/30



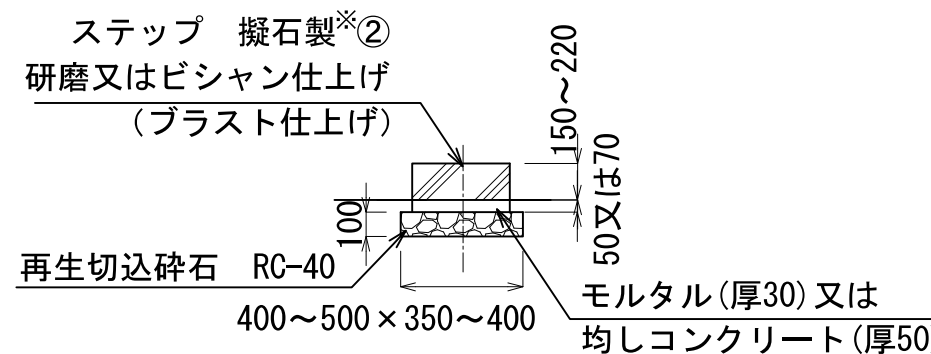
側面図 1/30



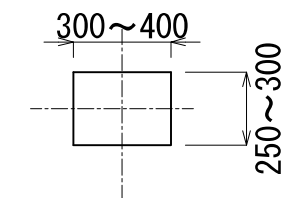
側面図 1/30



平面図 1/30



ステップ立面図 1/30

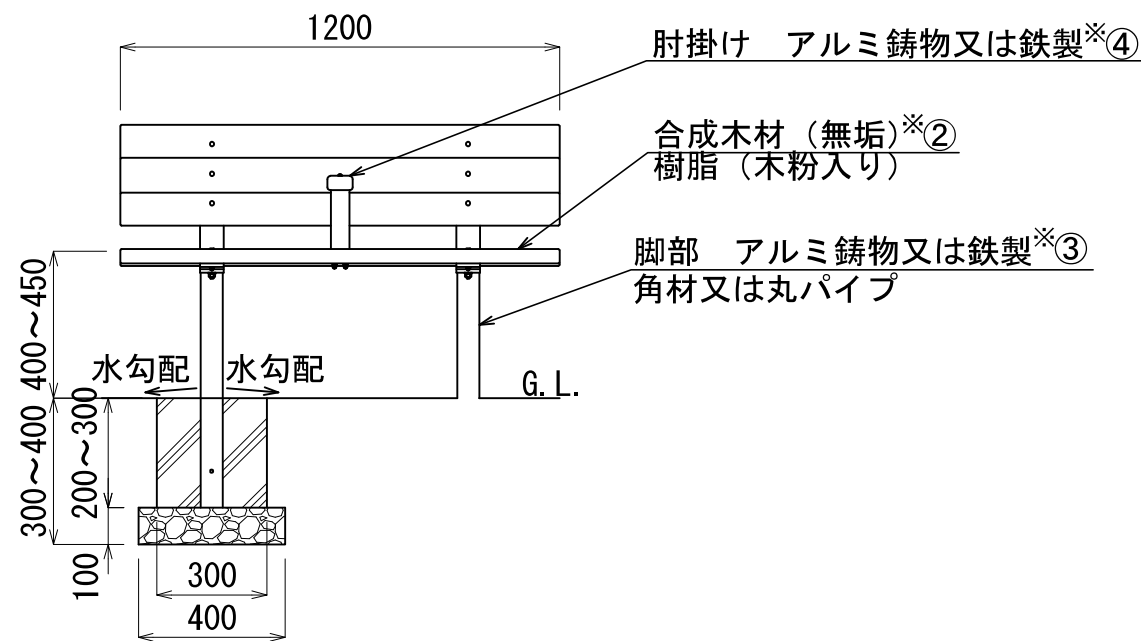


ステップ平面図 1/30

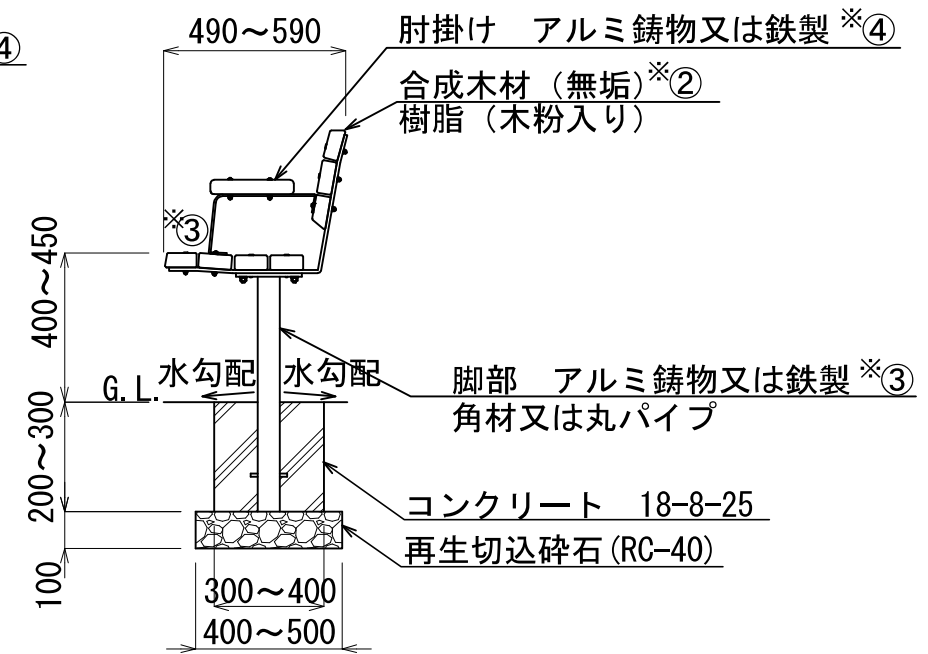
特記

- ① 水飲みは上記図面同等品以上とし、耐久性は15年以上とする。
- ② 本体及びステップは、擬石とし、研磨又はビシャン仕上げかプラスト仕上げとする。
- ③ 水飲み本体と柵はセットのものとし、製造メーカーによって柵ブロックは組み合わせに違いがあり、底版又は現場打ちの製品を問わない。
- ④ 手すりは前面、両側、全面の形式を問わない。
- ⑤ 柵蓋及びチェーンは鉄製又はステンレス製とし、鉄製の場合は溶融亜鉛メッキ仕上げとする。柵蓋は、細目グレーチングとする。
- ⑥ 水栓器具は管理面を考慮し、全て一般の水栓器具（自動戻り等の機能の無い）とする。水飲水栓と立水栓はレバー式とし、形状は問わない。胴長横水栓は回転式とする。内部配管は、保温材にて凍結しないものとする。
- ⑦ 排水受け部の形状や深さは、問わない。
- ⑧ 防臭構造として、排水管VUφ100につける部材を設置すること。（別途検討）
- ⑨ 確定寸法、細部形状、仕様等を承認図として提出すること。

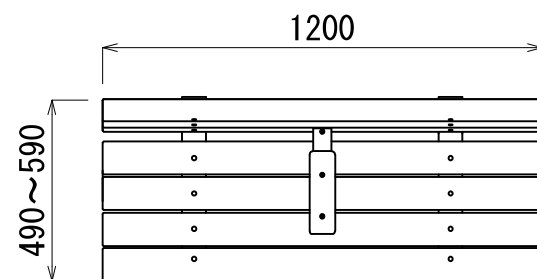
工事名			
工事場所			
図面名	水飲み		
縮尺	S=1:30	図面番号	
さいたま市都市局都市計画部都市公園課			



正面図 1/20



側面図 1/20

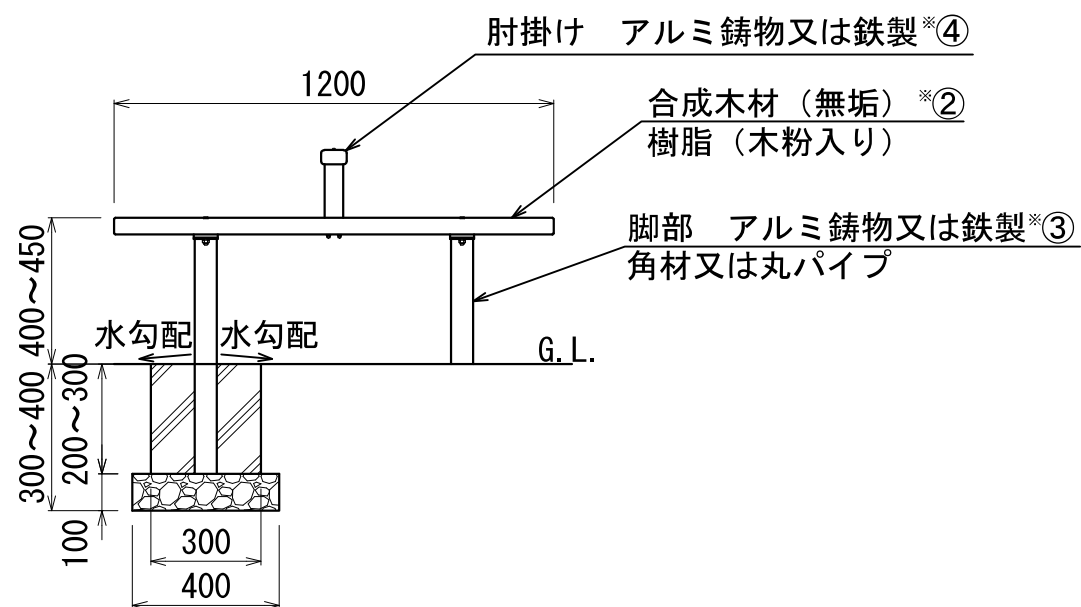


平面図 1/20

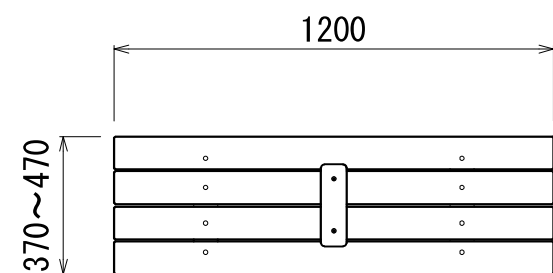
特記

- ① ベンチは上記図面同等品以上とし、耐久性は10年以上とする。
- ② 座板や肘掛等に使用する合成木材は、無垢材（木粉入り）とする。
- ③ 脚部及び肘掛等の材質は鋼製又はアルミ鋳物とし、鋼製の場合は防錆処理後塗装仕上げ、アルミ鋳物の場合は塗装仕上げとする。
- ④ 肘掛は合成木材付きの製品もあり、設置位置は中央及び両端など選択できる。
- ⑤ ベンチの基礎は、舗装により地表面に出す場合と舗装厚（ブロック等）分を潜らせる場合を問わず、現地状況及び使用する舗装材に応じて、決定する。
- ⑥ 腰かけ板と座板の部材数や角度、肘掛けの構成、材質や形状は問わない。
- ⑦ 確定寸法、細部形状、仕様等を承認図として提出すること。

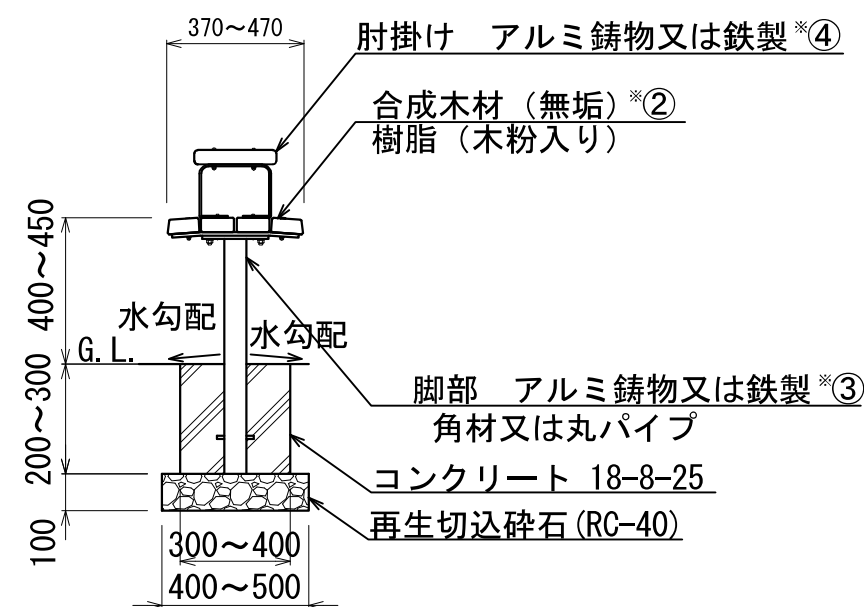
工事名	
工事場所	
図面名	背つきベンチ (W1200)
縮尺	S=1:20
図面番号	
さいたま市都市局都市計画部都市公園課	



正面図 1/20



平面図 1/20

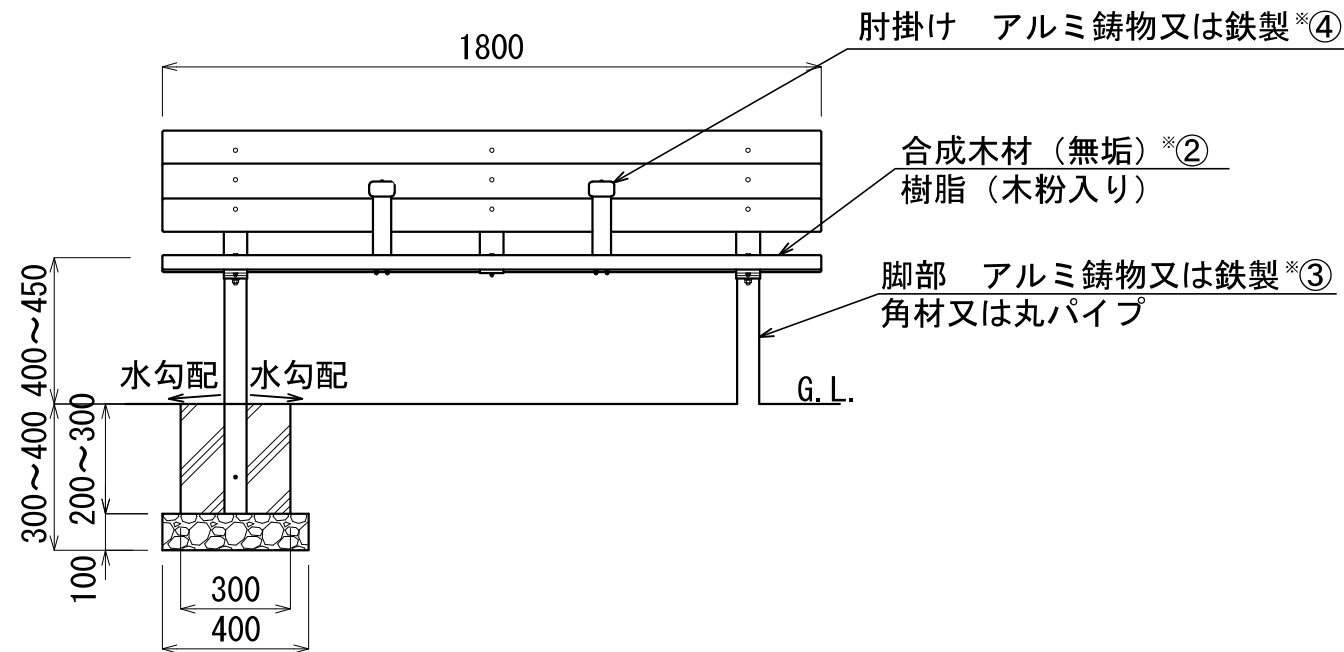


側面図 1/20

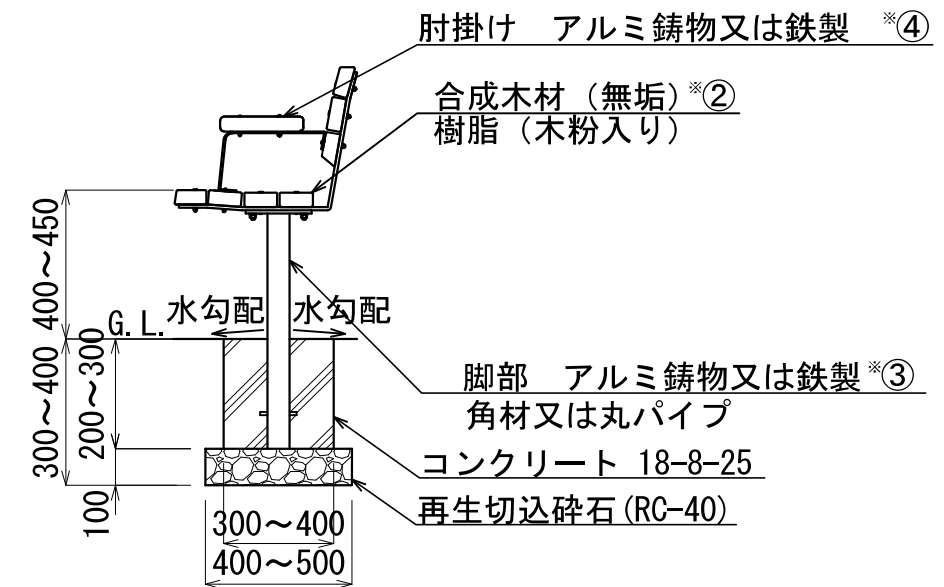
特記

- ① ベンチは上記図面同等品以上とし、耐久性は10年以上とする。
- ② 座板や肘掛等に使用する合成木材は、無垢材（木粉入り）とする。
- ③ 脚部及び肘掛等の材質は鋼製又はアルミ鋳物とし、鋼製の場合は防錆処理後塗装仕上げ、アルミ鋳物の場合は塗装仕上げとする。
- ④ 肘掛は合成木材付きの製品もあり、設置位置は中央及び両端など選択できる。
- ⑤ ベンチの基礎は、舗装により地表面に出す場合と舗装厚（ブロック等）分を潜らせる場合を問わず、現地状況及び使用する舗装材に応じて、決定する。
- ⑥ 腰かけ板と座板の部材数や角度、肘掛の構成、材質や形状は問わない。
- ⑦ 確定寸法、細部形状、仕様等を承認図として提出すること。

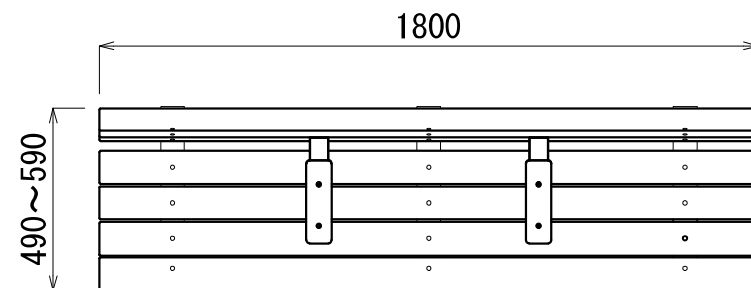
工事名			
工事場所			
図面名	背なしベンチ (W1200)		
縮尺	S=1:20	図面番号	
さいたま市都市局都市計画部都市公園課			



正面図 1/20



側面図 1/20

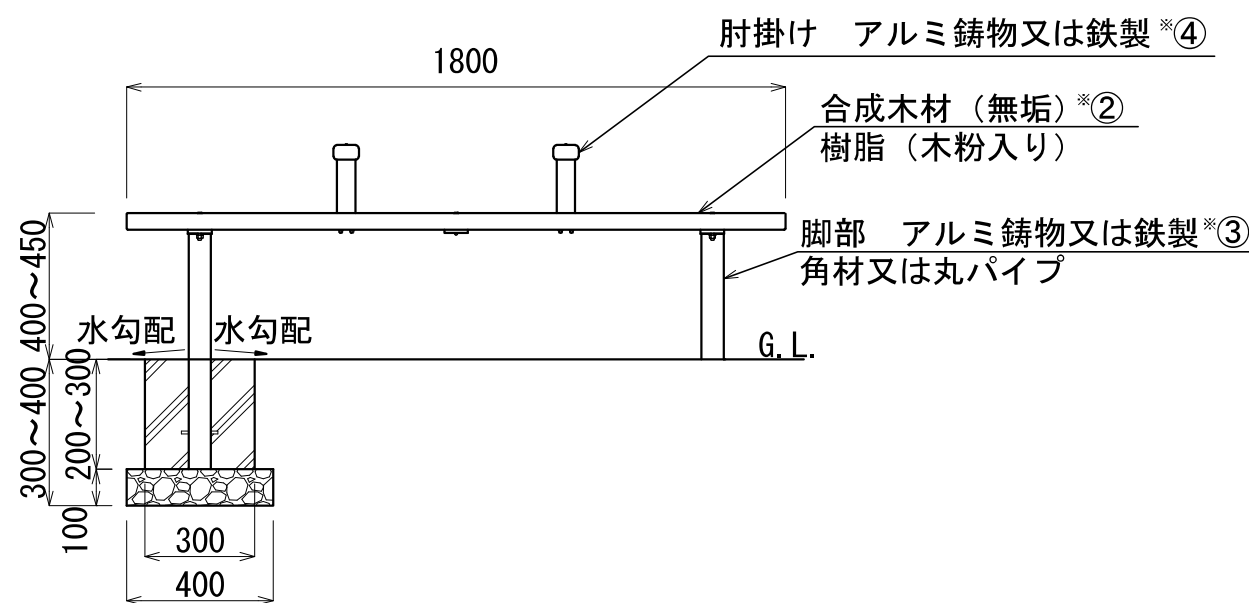


平面図 1/20

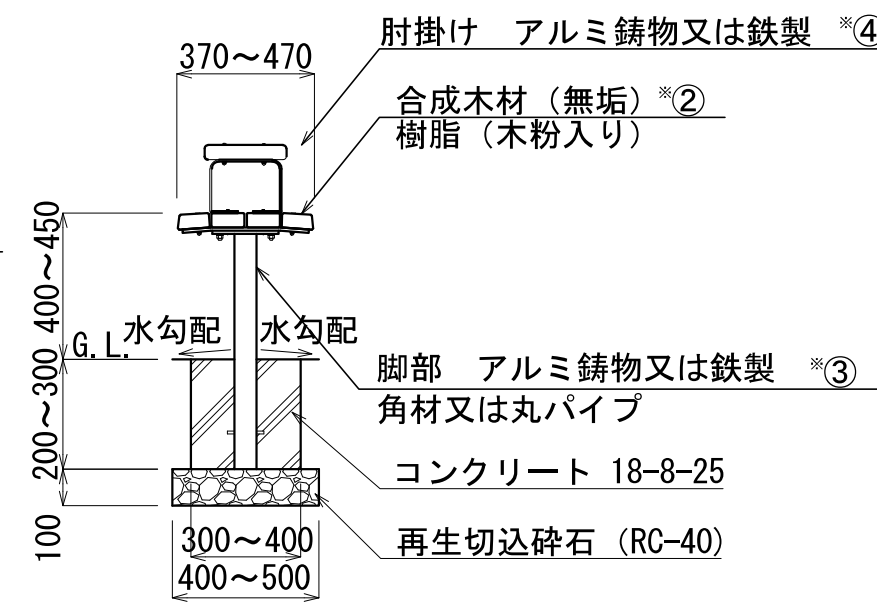
特記

- ① ベンチは上記図面同等品以上とし、耐久性は10年以上とする。
- ② 座板や肘掛等に使用する合成木材は、無垢材（木粉入り）とする。
- ③ 脚部及び肘掛等の材質は鋼製又はアルミ鋳物とし、鋼製の場合は防錆処理後塗装仕上げ、アルミ鋳物の場合は塗装仕上げとする。また、脚部の数（2本または3本）は問わない。
- ④ 肘掛は合成木材付きの製品もあり、設置位置は中央及び両端など選択できる。
- ⑤ ベンチの基礎は、舗装により地表面に出す場合と舗装厚（ブロック等）分を潜らせる場合を問わず、現地状況及び使用する舗装材に応じて、決定する。
- ⑥ 腰かけ板と座板の部材数や角度、肘掛の構成、材質や形状は問わない。
- ⑦ 確定寸法、細部形状、仕様等を承認図として提出すること。

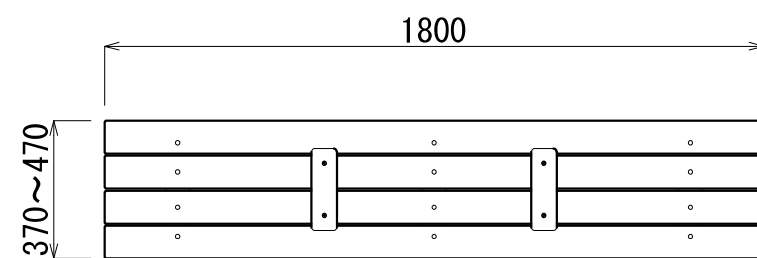
工事名	
工事場所	
図面名	背つきベンチ (W1800)
縮尺	S=1:20 図面番号
さいたま市都市局都市計画部都市公園課	



正面図 1/20



側面図 1/20



平面図 1/20

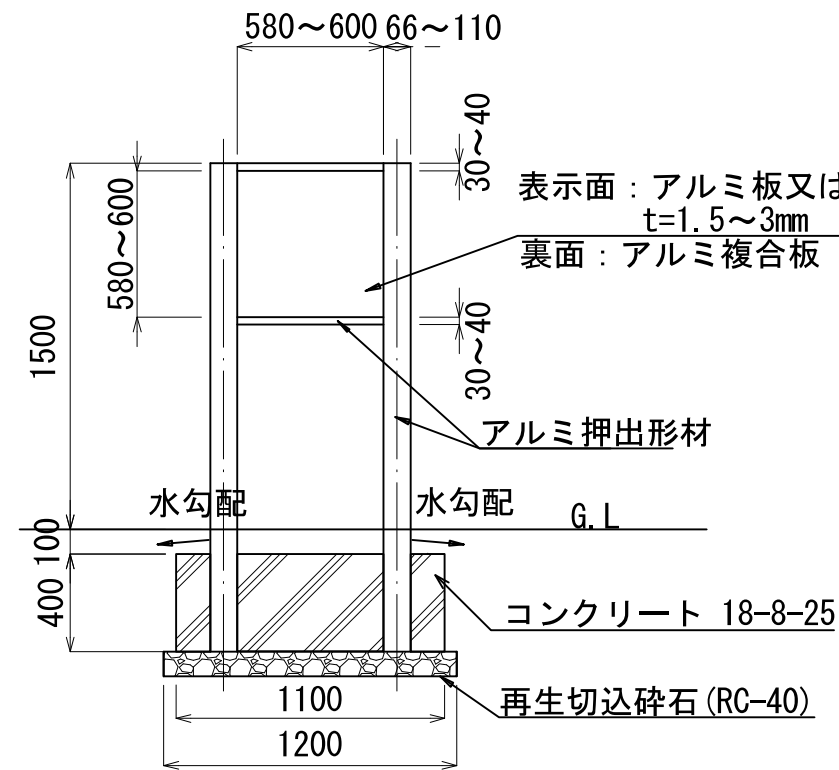
特記

- ① ベンチは上記図面同等品以上とし、耐久性は10年以上とする。
- ② 座板や肘掛等に使用する合成木材は、無垢材（木粉入り）とする。
- ③ 脚部及び肘掛等の材質は鋼製又はアルミ鋳物とし、鋼製の場合は防錆処理後塗装仕上げ、アルミ鋳物の場合は塗装仕上げとする。  
また、脚部の数（2本または3本）は問わない。
- ④ 肘掛は合成木材付きの製品もあり、設置位置は中央及び両端など選択できる。
- ⑤ ベンチの基礎は、舗装により地表面に出す場合と舗装厚（ブロック等）分を潜らせる場合を問わず、現地状況及び使用する舗装材に応じて、決定する。
- ⑥ 腰かけ板と座板の部材数や角度、肘掛の構成、材質や形状は問わない。
- ⑦ 確定寸法、細部形状、仕様等を承認図として提出すること。

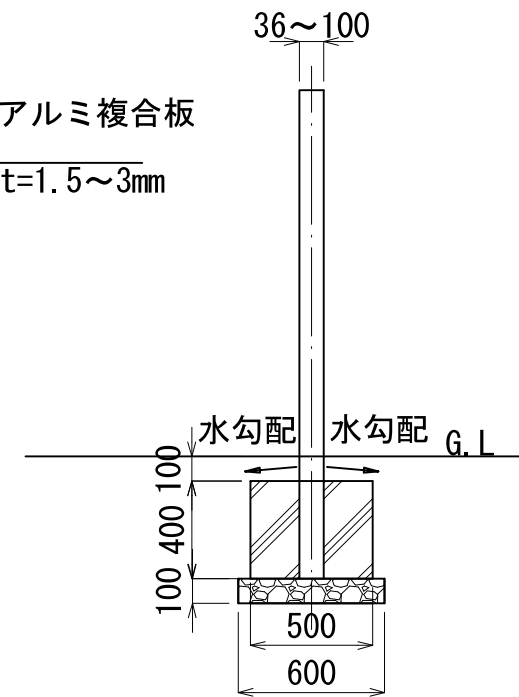
工事名	
工事場所	
図面名	背なしベンチ（W1800）
縮尺	S=1:20 図面番号
さいたま市都市局都市計画部都市公園課	



平面図 1/30



断面図 1/30



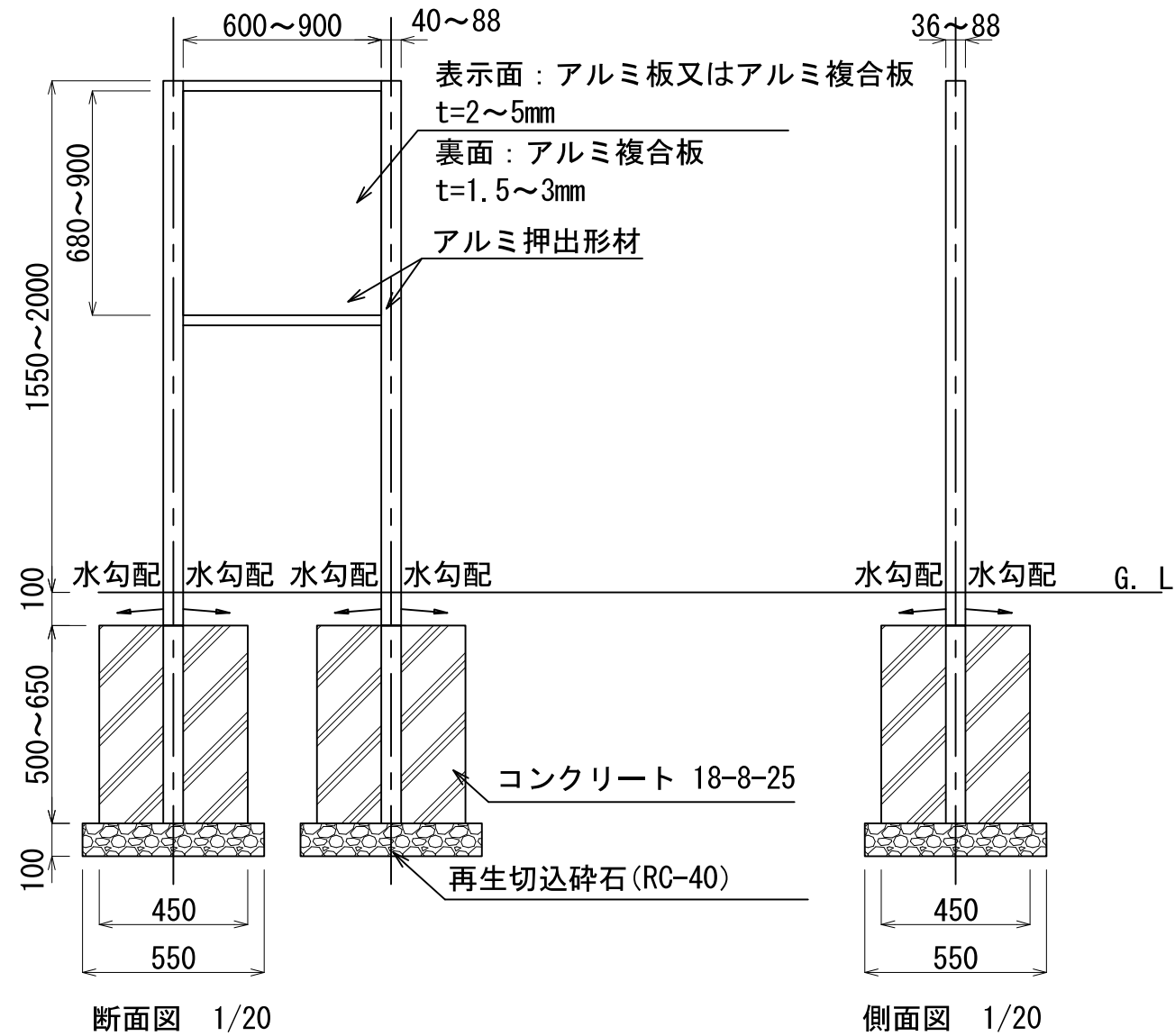
側面図 1/30

特記

- ① 制札板は上記図面同等品以上とし、耐久性は10年程度以上とする。尚、落書き防止機能を有すること。
- ② 印刷方法については、落書き防止機能があり、10年程度以上の耐久性がある仕様とする。
- ③ 印刷内容については、上部に公園名を入れ、ピクトサインと文章にて禁止事項を表示する。  
(漢字には全てルビ入りとする)。
- ④ 制札板本体の色等については、監督員と協議の上決定する。
- ⑤ 確定寸法、細部形状、仕様等を承認図として提出すること。

工事名			
工事場所			
図面名	制札板		
縮尺	S=1:30	図面番号	
さいたま市都市局都市計画部都市公園課			

平面図 1/20



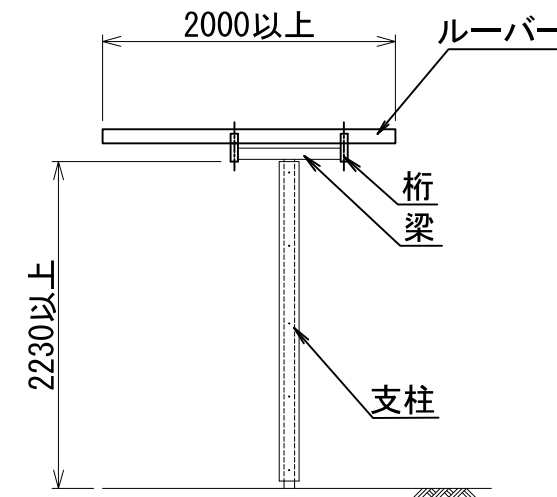
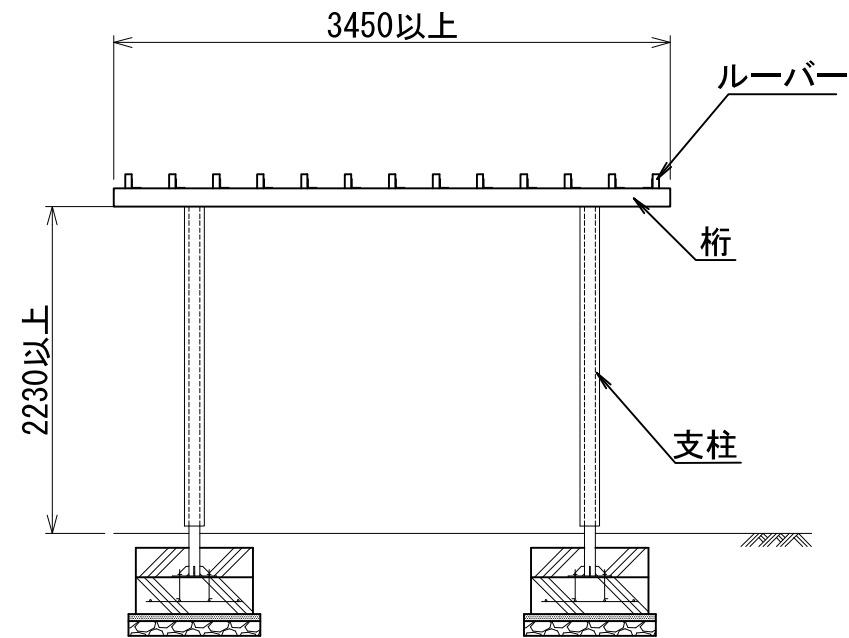
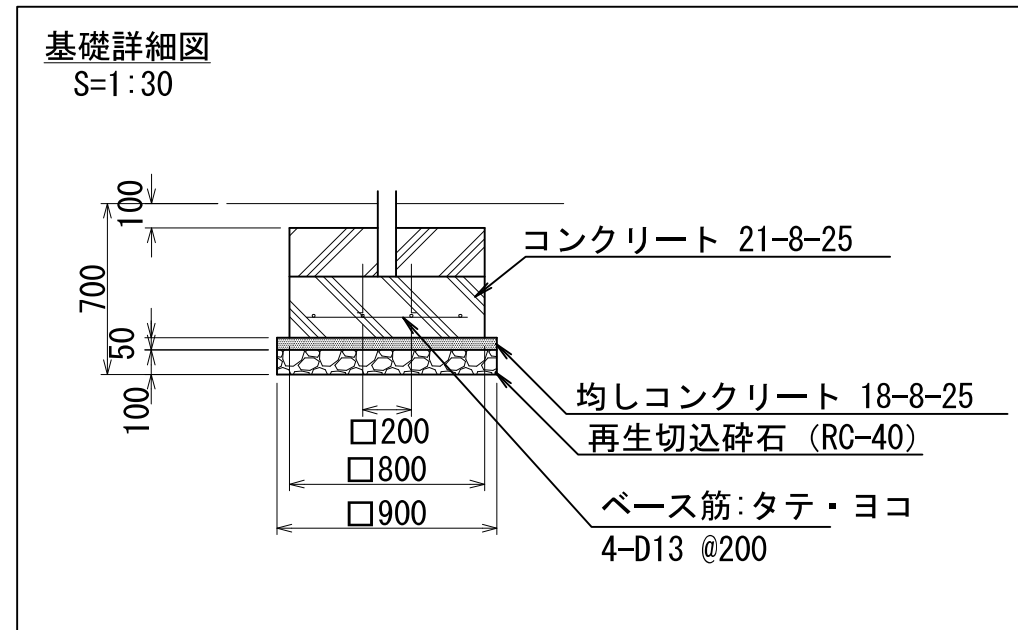
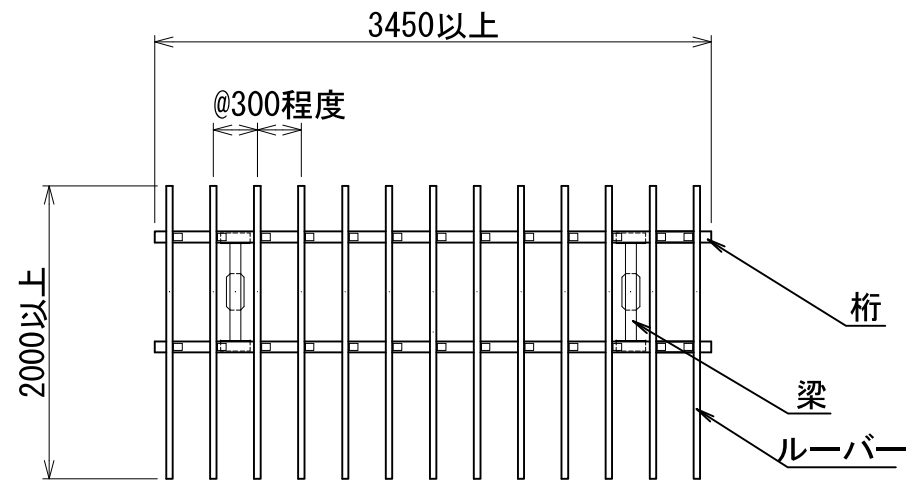
断面図 1/20

側面図 1/20

特記

- ① 制札板は上記図面同等品以上とし、耐久性は10年程度以上とする。尚、落書き防止機能を有すること。
- ② 印刷方法については、落書き防止機能があり、10年程度以上の耐久性がある仕様とする。
- ③ 印刷内容については、上部に公園名を入れ、ピクトサインと文章にて禁止事項を表示する。  
(漢字には全てルビ入りとする)。
- ④ 制札板本体の色等については、監督員と協議の上決定する。
- ⑤ 基礎は上部の構造体が担保できる構造とすること。
- ⑥ 板面の文字サイズについては、和文文字高0.9cm、英文文字高0.7cm以上とすること。
- ⑦ 確定寸法、細部形状、仕様等を承認図として提出すること。

工事名			
工事場所			
図面名	制札板 (多言語対応用)		
縮尺	S=1:20	図面番号	
さいたま市都市局都市計画部都市公園課			



- 支柱 : □75以上 (鋼製又はアルミ製)、合成木材化粧
- ルーバー : □50以上 (木材以外)
- 梁 : □75以上 (木材以外)
- ・鋼材は、電気亜鉛メッキ処理の上、塗装仕上げとする。
- ・ボルトはSUSとする。
- ・本製品はメーカー指定の損害賠償責任保険の加入品とする。

- 特記
- ① 設計条件は「建築基準法及び同施行例」に基づき、以下に示す値以上とすること。  
 ・ 基準風速 $V_0=34\text{m/s}$  (さいたま市内の一部地域では $32\text{m/s}$ であるが最大値を採用) ・ 地震地域係数 $Z=1.0$  ・ 地表面粗度区分=Ⅲ ・ 積雪荷重 $=600\text{N/m}^2$
  - ② 基礎地盤はローム層を想定し「長期 $50\text{kN/m}^2$ 」「短期 $100\text{kN/m}^2$ 」とするが、施工時に平板載荷試験等を実施し、地盤支持力の確認を行うこと。  
 地盤支持力が必要支持力以下の場合は、監督員と協議の上、地盤改良等の検討を実施すること。
  - ③ 基礎寸法、支柱やルーバーの位置・形状 (片持ち構造、中央部など) については、一般的なタイプとし、形状等を限定するものではない。
  - ④ ルーバーの断面形状は、角型か丸型かを問わない。
  - ⑤ 再生木材の色調等については、監督員と協議すること。
  - ⑥ 植栽を巻きつける場合は横木の設置 (追加) も検討すること。
  - ⑦ 上記を踏まえ、構造計算書及び材料承認書を提出すること。確定寸法、細部形状、仕様等を承認図として提出すること。

工事名			
工事場所			
図面名	パーゴラ		
縮尺	S=1:50	図面番号	
さいたま市都市局都市計画部都市公園課			